

## 岐阜市納税通知書送付用封筒等広告掲載取扱要領

|    |       |     |     |    |    |       |     |     |    |
|----|-------|-----|-----|----|----|-------|-----|-----|----|
|    | 平成20年 | 11月 | 14日 | 決裁 | 改正 | 平成21年 | 4月  | 1日  | 決裁 |
| 改正 | 平成22年 | 10月 | 1日  | 決裁 | 改正 | 平成23年 | 6月  | 29日 | 決裁 |
| 改正 | 平成24年 | 4月  | 2日  | 決裁 | 改正 | 平成29年 | 1月  | 5日  | 決裁 |
| 改正 | 平成30年 | 5月  | 1日  | 決裁 | 改正 | 令和元年  | 5月  | 8日  | 決裁 |
| 改正 | 令和元年  | 9月  | 26日 | 決裁 | 改正 | 令和 2年 | 3月  | 31日 | 決裁 |
| 改正 | 令和 3年 | 3月  | 31日 | 決裁 | 改正 | 令和 4年 | 3月  | 30日 | 決裁 |
| 改正 | 令和 5年 | 3月  | 31日 | 決裁 | 改正 | 令和 5年 | 11月 | 2日  | 決裁 |
| 改正 | 令和 6年 | 3月  | 29日 | 決裁 | 改正 | 令和 7年 | 6月  | 20日 | 決裁 |

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市広告掲載要綱（平成20年3月21日決裁。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告を掲載する媒体（以下「納税通知書送付用封筒等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒
- (2) 軽自動車税（種別割）納税通知書送付用封筒
- (3) 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）納税通知書送付用封筒
- (4) 固定資産税（償却資産）申告書送付用封筒

(広告の範囲及び掲載基準)

第3条 納税通知書送付用封筒等に掲載する広告（以下「広告」という。）は、要綱第3条及び岐阜市広告掲載基準（平成20年3月21日決裁。以下「基準」という。）に適合するものでなければならない。

(広告掲載の規格等)

第4条 納税通知書送付用封筒等に掲載する広告の規格等は、別に定める岐阜市納税通知書送付用封筒広告掲載募集要項又は岐阜市固定資産税（償却資産）申告書送付用封筒広告掲載募集要項（以下「募集要項」という。）による。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載希望者及び広告代理業を営む者は、岐阜市納税通知書送付用封筒等広告掲載申込書兼同意書（様式第1号。以下「申込書」という。）及び添付資料を市長に提出するものとする。

(広告主等の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申込書の提出があった場合、基準第5条（規制業種又は事業者）に抵触しないと認める者のうち、広告掲載応募価格が最も高い者（以下「第1候補者」という。）を広告主又は広告取扱者（以下「広告主等」という。）として決定する。ただし、第1候補者となるべき者が2者以上いる場合は、くじによ

り1者を決定する。

- 2 市長は、第1項の規定により決定された広告主に対しては岐阜市納税通知書送付用封筒等広告主決定通知書（様式第2号）により、広告取扱者に対しては岐阜市納税通知書送付用封筒等広告取扱者決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。  
また、それ以外の者に対しては岐阜市納税通知書送付用封筒等広告非掲載・非取扱決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 3 市長は、広告主等として決定した者が次条に規定する契約締結に応じないとき、第8条第1項に規定する広告掲載料の納付がないとき又は第12条第1項の規定による広告掲載決定の通知前に広告主等が書面により広告掲載の取下げを申し出たときは、第1項の決定を取り消し、次点の者を第1候補者とすることができる。

（契約の締結）

- 第7条 市長は、前条第1項の規定により広告主等を決定したときは、同条第2項の規定による通知後、速やかに当該広告主等と広告掲載に係る契約を締結するものとする。

（広告掲載料の納付）

- 第8条 広告主等は、前条に規定する契約締結後、契約書に記載された納付期限までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

- 2 市長は前項における広告掲載料の納付確認後、広告掲載手続きを行うものとする。

（広告掲載料の返還）

- 第9条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主等の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなかったとき又は第6条第3項の規定により繰り上げて第1候補者となった者と広告掲載に係る契約を締結したときは、既納の広告掲載料の一部または全部を返還する。

- 2 前項ただし書きの規定により返還する広告掲載料には利子は付さない。

（掲載予定広告等の提出）

- 第10条 第7条の規定により契約を締結した広告主等は、掲載しようとする広告（以下「掲載予定広告」という。）を市長が指定する期日までに市長に提出するものとする。

- 2 広告取扱者は前項の掲載予定広告と併せて、広告掲載希望者の申込書及び添付資料を提出するものとする。

（広告等の審査）

- 第11条 広告主等から提出のあった掲載予定広告を審査するため、審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 3 委員長は、財政部長をもって充てる。

- 4 委員は、税制課長、市民税課長、資産税課長、行政課長、契約課長、市民相談・消費生活課長及び人権啓発センター所長をもって充てる。

- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 6 委員長は、やむを得ず会議に出席できない委員に対し、書面により審査を行わせ、当該審査に代えることができる。
- 7 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、委員の回議をもって委員の承認を得ることにより、委員会の審査に代えることができる。

(広告掲載の決定等)

第12条 市長は、審査会の審査に基づき、広告主等が提出した掲載予定広告が第3条に抵触しない場合には、広告掲載を決定し、広告主等に岐阜市納税通知書送付用封筒等広告掲載決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。次項の規定により、広告の内容を訂正した場合も同様とする。

- 2 市長は、審査会の審査に基づき、広告主等が提出した掲載予定広告が第3条に抵触する等の場合は、広告主等に岐阜市納税通知書送付用封筒等広告掲載内容訂正通知書（様式第6号）により通知し、訂正を求めることができる。
- 3 広告主等は、募集要項に指定するデータ形式で、指定する期日までに広告原稿を入稿するものとする。
- 4 広告原稿を入稿する際に要する費用は、すべて広告主等の負担とする。

(広告内容の変更)

第13条 市長は、前条第1項の規定により広告掲載を決定した後の事情変更等により、広告の内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めたときは、広告主等に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載予定広告の提出がないとき。
  - (2) 第12条第2項による訂正及び第13条による変更の求めに応じないとき。
  - (3) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
  - (4) 指定する期日までに第12条第3項に規定する広告原稿の提出がないとき。
  - (5) 広告主等が、書面により広告掲載の取下げを申し出たとき。
  - (6) 前5号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと判断したとき。
- 2 前項の規定による取消しを決定したときは、広告主に対しては岐阜市納税通知書送付用封筒等広告主決定取消通知書（様式第7号）により、広告取扱者に対しては岐阜市納税通知書送付用封筒等広告取扱者決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。
  - 3 第1項の規定により広告掲載を取り消した場合において、納税通知書送付用封筒

等の作製に着手していたときは、市長は封筒を再作製し、又は印刷済の広告を塗りつぶすこと（次項において「再作製等」という。）ができる。

- 4 前項の規定により封筒の再作製等を行ったときは、そのために要した費用は広告主等の負担とする。ただし、広告掲載の取り消しが広告主等の責に帰さない事由による場合を除く。

（広告主等の責務）

第15条 広告主等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 掲載した広告内容について一切の責任を負うこと。
  - (2) 広告内容等に、虚偽、誤記等がないこと。
- 2 広告主等は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主等の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告主等は、納税通知書送付用封筒等への広告掲載の権利又は義務を第三者に譲渡し、継承し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年11月14日から施行する。

附 則(平成21年4月1日決裁)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月1日決裁)

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年 6月29日決裁)

この要領は、平成23年 6月29日から施行する。

附 則(平成24年4月2日決裁)

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則(平成29年1月5日決裁)

この要領は、平成29年1月5日から施行する。

附 則(平成30年5月1日決裁)

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則(令和元年5月8日決裁)

この要領は、令和元年5月8日から施行する。

附 則(令和元年9月26日決裁)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年 3月31日決裁)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年 3月 31日決裁)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年 3月 30日決裁)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年 3月 31日決裁)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年 11月 2日決裁)

この要領は、令和5年11月2日から施行する。

附 則(令和6年 3月 29日決裁)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年 6月 20日決裁)

この要領は、令和7年6月20日から施行する。